

一般社団法人 楽健道協会

楽健道整体スクール受講規約

第1条（目的）

- 1 この規約（以下「本規約という。」は、一般社団法人楽健道協会（以下「当協会」という。）が開催した又は当協会が公認して開催された楽健道整体スクールの各課程ないし各講座（以下総称して「本スクール」という。）の受講者（以下「受講者」という。）が遵守する基本的な事項を定めることを目的とする。
- 2 本スクールの日程及び内容は、別途受講者に配布するカリキュラム等のおりとする。

第2条（申込み）

- 1 本スクールの受講を希望する者は、本規約を承諾の上、当協会に申込書の提出及び受講料の納入をし、当協会による承認を得た場合に、受講することができる。
- 2 前項の受講希望者が申込書を提出したときに、本規約を承諾したものとなす。
- 3 当協会が受講を承認し、その旨を第1項の受講希望者にメールその他の方法により連絡したときに、本スクールの受講契約が成立するものとする。
- 4 前項の受講契約の成立は、本スクールの開催を保証するものではなく、当協会は、別途定める最小開催人数に満たない場合、当該本スクールを中止する場合がある。この場合、当協会は、受講者に対して納入済みの受講料を返金するものとする。但し、中止により受講者に交通費、宿泊費その他の損害が発生した場合であっても、当協会は、一切賠償する義務を負わないものとする。

第3条（申込みの拒絶・不承認、不知・誤認）

- 1 当協会は、受講申込者が次のうち1つでも該当する場合には、受講を認めない。
 - (1) 申込書に偽名を含む虚偽内容が記載された場合
 - (2) 申込書の記入内容に漏れ又は明らかな誤記があった場合
 - (3) 申込者に本規約に反する事情が存する場合
 - (4) 申込後、一定の期間が経過しても、受講料の支払いがない場合
 - (5) 次の各号に定める者に該当する場合
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条で定義される

暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員

ロ 暴力団準構成員

ハ 総会屋等、社会運動・政治運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等

ニ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき処分を受けた団体に属している者又はこれらの者と取引のある者

(6) その他、当協会が入会を適当でないと判断した場合

2 本規約、申込書又はカリキュラム等について、受講者に不知又は誤認があったとしても、その不利益は当該受講者は負担するものとし、当協会は、一切責任を負わないものとする。

第4条（受講料等）

- 1 本スクールの受講料及び諸費用は、当協会が別途定める料金表によるものとする。
- 2 受講希望者は、前項の受講料を、当協会の指定する方法で、事前に納入するものとする。
- 3 受講料及び諸費用の納入に手数料等が必要となる場合、受講者の負担とする。
- 4 当協会は、受講者が納入した受講料及び諸費用については、その理由の如何を問わず、これを返還しない。

第5条（修了の要件）

- 1 当協会は、本スクールの全カリキュラムを受講した受講者のみ、受講修了者として扱う。
- 2 受講を修了していない受講者は、自己の経歴等に、当スクールを修了した旨その他これに類似する記載をしてはならない。

第6条（免責）

- 1 当協会は、本スクールが、受講者がある一定の知識、技術を習得すること又は当協会が付与する認定資格を取得できることを保証しない。
- 2 受講者は、本スクールで得たノウハウ、知識、技術等を利用する場合、自己の責任において利用するものとし、当協会は、その有効性、情報の正確性について保証するものではなく、当該受講者の作為又は不作為により、当該受講者又は第三者が被った損害について一切責任を負わない。
- 3 受講者は、自己の行為に関して全ての責任を負うものとし、第三者からクレームを受けた場合その他第三者との間で紛争が生じた場合は、速やかに当協会に報告するとともに、自己の責任と負担において、これに対応するものとする。

- 4 当協会は、本スクールの遅滞、中断、中止、情報等の流出その他本スクールに関連して発生した受講者又は第三者の損害について、一切責任を負わない。

第7条（個人情報の取扱い）

個人情報の取扱いに関する事項は、当協会のWebサイト上に掲載する「個人情報保護方針」によるものとする。

第8条（秘密情報）

- 1 受講者は、当協会又は本スクールの講師から提供された情報及び本規約に関連する情報であって、営業上、技術上、財産上その他有益な情報及び秘密とされるべき情報（ノウハウ及びアイデアを含むがこれらに限定されない。以下「秘密情報等」という。）を、第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 2 受講者が前項に違反した場合、当該受講者が当該違反によって得た利益を当協会の損害とみなす。但し、当協会の当該受講者に対する損害賠償請求は妨げない。

第9条（知的財産権の取扱い）

- 1 本スクールに係る秘密情報等その他一切の情報、本スクールにおいて受講者に提供される教材、印刷物、データその他一切のもの（以下「情報等」という。）に関する知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等を含むがこれらに限定されない。）は、当協会に帰属する。
- 2 受講者は、本スクールにおいて提供される情報等を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、当協会に無断で使用してはならない。

第10条（禁止行為）

受講者は、次の各号に定める行為をしてはならない。

- (1) 本スクールの進行を妨げ、又は他の受講者の迷惑になる行為
- (2) 本スクールの動画撮影・録音録画行為
- (3) 整体指導行為等の本スクールで得たノウハウ、知識、技術を第三者に教授あるいは販売し、又は自身が発案したものであるかのように利用する行為
- (4) 本スクールで得たノウハウ、知識、技術を改変する行為
- (5) 本スクールのカリキュラムに含まれない施術行為及び危険な施術行為
- (6) 当協会の名称、商標、ロゴ等を無断で使用する行為
- (7) 当協会又は当協会関係者を誹謗中傷し、又は名誉を傷つける行為

- (8) 他の受講者に対する、ネットワークマーケティングその他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘、商品又はサービス等の購入の勧誘及びセミナーへの参加の勧誘をする行為（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む。）
- (9) その他前各号に準ずる行為

第11条（受講資格の喪失）

- 1 受講者は、受講者が次の各号のいずれかに該当する場合、本スクールの受講資格を喪失するものとする。なお、この場合、当協会は、受講料その他受領した費用の一切を返金しない。
 - (1) 本規約又はその他当協会が定める規則に違反した場合
 - (2) 本スクールの受講申込みその他当協会に伝えた情報に虚偽の内容がある場合
 - (3) 当協会の知的財産権を侵害する行為を行った場合
 - (4) 当協会の名誉、信用を毀損する行為、又は他の受講者に迷惑となる行為があった場合
 - (5) 法令に違反した場合
 - (6) その他当協会が会員として不相当と判断した場合
- 2 当協会は、前項の受講資格の喪失とは別に、当該受講者に対し、当協会が被った損害、損失及び生じた費用（弁護士費用を含む。）の賠償を請求することができる。

第12条（地位の譲渡等）

受講者は、当協会の事前の書面による承諾を得ることなく、受講者の地位又は本規約に基づく権利義務を第三者に譲渡、承継、担保に供する等一切の処分をしてはならない。

第13条（存続条項）

受講契約終了後（受講修了、受講資格の喪失その他理由の如何は問わない。）も、第5条、第6条、第8条、第9条、第11条第2項、第12条、本条、第15条及び第16条の規定は、なお有効に存続する。

第14条（本規約の追加・変更）

- 1 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、当協会の理事会の決議により定める。
- 2 当協会は、理事会の決議により、本規約の全部又は一部を変更することができる。なお、当協会理事会の決議により変更された規約は、当協会のWe

b サイト上で掲載した時点で効力を生じるものとする。

第15条（条項の分離可能性）

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、本規約のその他の条項は有効なものとして存続する。

第16条（準拠法・裁判管轄）

本規約に関する準拠法は日本法とし、本規約に関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

附則

平成 年 月 日 制定